

ダグラス・ホーランド著『国際法と日本の主権——一九世紀における世界秩序の創発——』

岡 垣 知 子

一九世紀は、国際社会が組織化し、現代国際秩序の基礎が形成された時代であるとともに、日本が近代の幕を開け、西洋中心の国際社会規範に則って大国の仲間入りを遂げた時代でもある。ダグラス・ホーランドの『国際法と日本の主権——一九世紀における世界秩序の創発——』は、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけての日本と国際社会との関係を、日本がかかわった国際的事件や、不平等条約、国際組織、戦時法の側面から分析した好著である。ホーランドは、一九世紀の国際秩序を理解するためには、日本が国際法にどう向き合ったかを研究することが不可欠であると認識している。日本が国際法を習得し、積極的に活用し、実践したことが、東アジアにおける国際秩序形成、ひいては二〇世紀の世界秩序形成を促す役割を果たしたからである。日本外交史の観点から見ると、一九世紀国際秩序の展開、および主権概念の変化はどう理解できるであろうか？明治日本は国際法をいかに効果的に用いたのか？これらが著作の中心的テーマである。

ホーランドの主要な論点のひとつは、日本の国際社会へのかかわり方が決して受動的ではなく、積極的であったということである。日本の学者や政治指導者たちは、一八七〇年代にはすでに国際法を学んでおり、世界における

日本の地位向上のために国際法を駆使していた。二〇世紀初頭に日本が大国として認知されるようになったのは、日本が勤勉・従順に西洋化し、社会化したからではなく、国際法を習得し、積極的に主権を主張したからである。ホーランドは論じる。またホーランドは、日本の「成功」と新しい国際秩序形成が同時並行のプロセスであったことも主張する。これらを論じる上で、ホーランドは、学界の通念や先行研究に対するカウンター・アーギュメントを展開している。

その一つは、国際関係論における英国学派による国際社会拡大論 (expansion thesis) に対してである。国際社会が拡大した結果として日本が国際社会のメンバーになったのではなく、文明度の高さや「法の支配」度、軍事力において日本が大国に見合った能力を積極的に示したことによって、新しい世界秩序が形成されたとホーランドは指摘する。また、日本が国際社会秩序をより洗練されたものに構築するのに貢献しただけでなく、東アジアの地政学を変える触媒の役割を果たしたことも強調する。

別の重要な反論は、自然法から実定法への転換を時系列的に論じることに對してである。一九世紀は一般的に、西洋諸国のみが主権国家として認められる実定国際法が自然法にとつてかわった時代とされているが、ホーランドは、自然法と実定法とが当時共存していたことを指摘し、異なる規範が交錯する中で日本が国際社会に對応していく姿を描き出している。

さらに、ホーランドは「文明国標準」論にも反論する。「文明国標準」が法的な分類ではなく、政治的レトリックにすぎなかったことは、しばしば指摘される。明治政府もこのことはよく理解していた。ここでの主張は、日本は「文明化」して初めて主権国家として国際社会に受け入れられたのではないということである。日本は、自然法に基づいて常に主権国家として存在してきたと同時に、意図的・効果的に国際法を用い、正当な文明国として西洋

諸国の目に映るように主権を主張したというのがホーランドの見解である。

本書が秀でている点は数多くあるが、最大の強みは、緻密な実証分析にある。ホーランドは、第二章から第五章にかけて、一九世紀国際法と日本の関係を検討する中、これまであまり注目されてこなかった事例に光を当て、ユニークな議論を展開している。例えば、第二章では、自然法に基づく国際法に焦点をあて、普仏戦争における日本の中立政策やマリア・ルス号事件（一八七二）における中国人苦力クーリの救済、また、国際法協会や万国国際法学会のような国際組織への日本のかかわり方を事例として挙げながら、日本が他の主権国家と同様に行動する能力があったことを立証する。これに基づき、ホーランドは、日本が西洋帝国主義の犠牲であり、不平等条約と文明国標準のために国際社会への参加を阻まれたという通念に反論するのである。

条約法（第三章）についての議論では、一八五八年から一八六九年の間に西洋諸国と結ばれた不平等条約を通して日本が条約法についての専門知識を高め、それを列強と交渉する基盤として利用していったことが描かれている。不平等条約を結ぶということは、少なくとも条約に署名する能力および条約を再交渉する能力の存在を前提としている。ホーランドは、不平等条約の存在のために、日本政府が外国人に免責や特権を与えながらも、外国人によるさらなる主張を制限する努力をし続けたことを高く評価している。例えば、領土保全の交渉において、日本は、裁判管轄権は与えたが、立法権は与えなかった。その結果、西洋列強は、外国人が日本国内で自由に旅行したり狩猟する権利について、日本の法に従うことになったのである。不平等条約の意義を肯定的にとらえるこういった視点は、読者にとって新鮮であり、知的関心を大いに惹きつけられる。

国際コミュニケーションや経済交流を促進した国際組織への日本のかかわり（第四章）も、これまであまり着目されてこなかった分野である。万国電信連合や万国郵便連合のような国際組織に加盟することは、加盟国として条

約を遵守するために、日本が国内法を整備する必要があることを意味していた。この点からいっても国際秩序形成と近代国家形成は、ホーランドが指摘する通り、連動したプロセスだったのである。そして国際組織への加盟が国家主権の平和的な行使であるとすれば、戦争は、暴力的な主権の行使を意味した。第五章においてホーランドは、日本が日清戦争と日露戦争を通して、文明国として戦時法を遵守しながら戦争する能力を国際社会に示したことの重要性を説いている。大国としての日本の素地を築くために重要であったこの二つの戦争、および一八五四年のパリ宣言、一八六四年のジュネーブ会議、一八九九年と一九〇七年のハーグ条約への日本の積極的参加が、近代日本の戦略的外交の頂点であったことが、この章では鮮やかに描かれている。

以上のように、一九世紀国際社会において、日本が国際法を通していかに主権を主張し、大国の地位を獲得していったかについてのホーランドのヒストリオグラフィは、ベテランの歴史家らしい、流麗かつ一貫性ある執筆スタイルで描かれ、読みごたえがある。しかし、堅実な実証を行った一方、理論的貢献は、どう評価できるであろうか？明治日本の政治指導者たちがリアリストであり、戦略的に国際法を利用して大国の地位を獲得したこと、日本の国際社会参加が他のアジア諸国が参入する橋掛けとなったことについては、先行研究の中ですでに論じられてきた。ホーランドの著作は、新しい理論や概念構築に貢献したというよりは、先行研究が着目してきた視点や理論枠組みの中で、従来と異なる資料を駆使して、巧みなストーリーラインを描き出したことに意義があると言える。

また、多分野にわたる先行研究を渉猟しながらも、それらの著作の全体的議論を無視して断片的な引用を行い、それへの批判に基づいて自論を展開する箇所が多いのが気になる点である。おそらくそれは、ホーランドが理論的議論と経験的議論とを混同する傾向があることに起因している。例えば、自然法に基づくキリスト教的国際社会か

ら実定法主義に基づく国際社会への変遷・拡大を論じた英国学派の議論を批判して、ホーランドは、実際には一九世紀に自然法がまだ機能していたことを論じる（九二七頁）。しかし、経験的に自然法と実定法が混在していたとしても、理念型として自然法に基づく国際社会と実定国際法優位の国際社会とを区別することは、学問的には有用である。「実際の」国際社会の事象や事件が正確に描写されていないことに対するホーランドの抵抗は、歴史学という人文科学が、方法論や議論の抽象度において、国際政治学をはじめとする社会科学とは異なる学問的性格を持っているからかもしれない。歴史学者のホーランドが細部の正確さをもとめるのに対し、社会学者は長期的なタイムスパンで、普遍的な国際社会の全体像をパターン化して把握する傾向が強い。

さらに、自然法、実定法、主権といった概念の扱い方にも違和感を覚える。例えば、この本の中で自然法は、国家が主権を主張し単独行動をとる「自助」の基盤であり、実定法は国際組織を支える基盤、つまり条約を通して国際社会の法的権威を徐々に高めていくものとして描かれている。このとらえ方は、自然法を、時間や空間を超えて万人に当てはまる理性の法とし、実定法こそ弱肉強食の世界を肯定する人為法とする一般的解釈とはむしろ逆である。主権概念についても、「実質的主権が法的主権に先立つ条件」であるとするとホーランドの見方は（二二五頁）、主権概念生成以降の長い歴史の変遷過程や、国際社会からの承認という法的主権の重要な部分が持つ意義を十分に踏まえたものとは言えない。

一九世紀末から二〇世紀初頭における国際法と日本の関係について、ホーランドほど豊富な事例を挙げて実証研究を行った者は他にいないであろう。依然として説明が待たれるのは、非ヨーロッパ諸国の中でなぜ日本だけが一八七〇年代の時点ですでに国際法を習得し、主権を積極的に主張しえたのかという問題である。ホーランドの著

作は、近代日本外交の「How」を描くことに成功したが、「Why」については今後の研究成果が期待される。合わせて、日本の事例を他のケースに応用する可能性についてもさらに探求していく必要がある。

日本の対外政策については、第二次世界大戦後七五年を経た今となっても未解決の戦後処理問題に注意が集中し、明治期までさかのぼって日本外交が検証されることは少なくなつた。しかし、昭和初期の外交の失敗を真に理解するためにも、近代日本が歩んできた道を明治までさかのぼり、国際社会秩序の変遷という大きな文脈の中で日本および東アジアをとらえる作業は依然として必要である。国際社会秩序の変遷と日本の対外行動が相互作用するダイナミクスをとらえ、それが今日の東アジアおよび国際社会に持った意味を鮮やかに描き出した点で、ホーランドの著作は日本研究のみならず、国際法、国際政治学、アジア地域研究、外交史等、多くの学問分野に示唆するところがきわめて大きい。ホーランドの研究成果が日本近代史研究の金字塔の一つとなることは間違いないであろう。

参考文献

- Kayoglu, Turan. 2010. *Legal Imperialism: Sovereignty and Extraterritoriality in Japan, the Ottoman Empire, and China*. (Cambridge, UK: Cambridge University Press).
- Okagaki, Tomoko. 2013. *The Logic of Conformity: Japan's Entry into International Society*. (Toronto: University of Toronto Press).
- Suzuki, Shogo. 2009. *Civilization and Empire: China and Japan's Encounter with European International Society*. (London: Routledge).

※この書評は *Social Science Japan Journal*, Vol.20, Issue 2 (August, 2017) に掲載されたものの日本語版である。